

瑞穂市避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編(暫定版)」の概要

近年、地震や風水害が多く発生している中で、いつ瑞穂市にも災害が発生するか、分かりません。災害が発生し、避難所を開設、運営をするにあたって新型コロナウイルス感染症対策は必要になります。

そのため、現行の瑞穂市避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症対策として「新たに追加するべき対策」「拡充するべき対策」を取りまとめました。

ポイント

- ① 2m間隔(約3歩分)の確保により、3つの密(密閉・密集・密接)の回避
- ② 事前受付を設置し、体調不良者等の完全分離
- ③ 毎日の体温・体調チェック、マスクの常用、手洗い及び消毒の徹底
- ④ 行政や保健所等と十分に連携の上、感染者が確認された際の適切な対応
- ⑤ 住民への広報などの事前対策が必要不可欠

「瑞穂市避難所運営マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染症対策編(暫定版)」は瑞穂市ホームページで公開しています。

「瑞穂市 避難所運営マニュアル」で検索してください。

又は、「<https://www.city.mizuho.lg.jp/1814.htm>」へアクセスしてください。

1 事前対策

1 住民への広報

- ・避難所以外への避難を検討(親戚や友人の家、自宅における垂直避難等)
- ・避難に備えて、マスクや石鹸(消毒液)、体温計を各自で用意
- ・避難に備えて、避難所受付用の「避難者カード」(裏面参照)を事前に記入
- ・避難警戒レベル情報を基にした早期避難の徹底
- ・避難所に行く際はマスクを着用し、「健康状態チェックカード」(裏面参照)を記入し持参

2 資器材の備蓄

- ・非接触型の体温計を準備
- ・パーテーションや簡易テント等を準備
- ・マスクなどを用意

3 避難所不足への対応

- ・体育館だけでなく、教室等の活用を検討
- ・避難所が不足する事態に備え、広域避難を検討
- ・安全な親戚・知人宅に避難することも検討

4 避難所レイアウト作成

- ・占有場所の前後左右2m間隔(約3歩)を確保するレイアウトを作成
- ・「居住スペース」の分散化の検討
- ・発熱や体調不良のある方を分ける「事前受付」を設置
- ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を確保

5 感染者が確認された場合の検討

- ・感染者が確認された場合に備え、行政や保健所等と連携の上、消毒方法やその範囲、その他の避難所の移動先等を検討

6 避難所の設営に係る役割分担と訓練の実施

- ・避難所の開設や運営に係る行政、地域住民、施設管理者等の役割を事前に決め、訓練を実施

2 初動期の対応(発災後24時間)

1 居住スペース、専用スペースの設置

- ・避難所開設者は、早めに避難所を開設
- ・2m間隔(約3歩)を確保するレイアウトを基に設営
- ・発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置し、発熱や体調不良のない方の「居住スペース」(トイレや洗面所、動線等も含む)と完全分離

2 事前受付の設置

- ・避難所入口の外に「事前受付」を設置
- ・事前受付の前に、マスク常用、手洗い(消毒)を徹底
- ・発熱の有無や問診により体調不良を確認
- ・発熱や体調不良のある方は、市町村災害対策本部と連携し、事前に検討した手順に従い医療機関を受診(搬送まで「専用スペース」で待機)
- ・事前受付の設営前に、避難者が居住スペースに入った場合は、改めて、2m間隔(約3歩)の区切りを行うとともに、避難者の体温と体調を確認

3 展開期以降の対応

1 運営の留意点

- ・事前受付を継続し、発熱や体調不良のある方を完全分離
- ・飛沫感染を最小限にするため、居住スペース以外で食事をとらない
- ・マスク常用、手洗い及び消毒の周知徹底(ドアノブ等の共有部分に触れた後は特に手洗いを徹底)
- ・定期的な換気の実施
- ・感染者が確認された場合、保健所等の指導により対応
- ・ゴミは家族で管理し、密閉して廃棄
- ・住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

2 専用スペースにおける運営の留意点

- ・発熱や体調不良のある方の看護は、限られた方で実施

